

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 14 日

各森林管理局 経理課長 殿  
治山課長 殿  
森林整備（第二）課長 殿

林野庁林政課 会計経理第 1 班担当課長補佐  
治山課 施設実行班担当課長補佐  
業務課 森林整備班担当課長補佐  
治 山 班担当課長補佐

### 令和 2 年 7 月豪雨による災害復旧事業等の前金払の取扱いについて

令和 2 年 7 月豪雨によって、広い範囲で甚大な被害が生じていることから、被災地域においては迅速な災害復旧事業等の実施が求められているが、災害復旧事業等を円滑に着手・実施するに当たって必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要である。

については、災害復旧事業等を実施する工事等の受注者に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるよう、下記のとおり取扱いを定めたので、適切に取り扱われたい。

### 記

#### 1 災害復旧事業等に係る前金払の推進

従来、前払金の支払手続は、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事請負契約書の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

しかし、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事請負契約書の取交し以前であっても、次の 2 及び 3 に示す方法により前払金の支払手続を行うことができるものとし、災害復旧事業等を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該建設業者等の意向を踏まえて積極的に活用されたい。

#### 2 災害復旧事業等の暫定契約書の交付

工事請負契約書の取交し前に前払金の支払手続を行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前金払の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、今般の降雨被害に係る災害復旧事業等において、時間的余裕がなく、工事請負契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「災害復旧事業等の暫定契約書」（別紙 1）を 2 部作成の上、1 部を受注者に対して交付されたい。

### 3 事務処理の迅速化・弾力化

受注者が発注者に提出する前払金保証証書については、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなっているので、このような際には、受注者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続を行っても差し支えないものとする。

### 4 建設コンサルタント等業務における取扱い

建設コンサルタント等業務においても上記2及び3と同様の対応を行うことができるものとし、業務請負契約書の取交しが後日となる場合には、別紙2を2部作成の上、1部を受注者に対して交付されたい。

### 5 建設業者等への周知

建設業者等への周知に当たっては、次の記載例を参考とすること。

#### <周知文記載例>

##### 災害復旧事業等における前金払の取扱いについて

令和2年7月豪雨に伴い、広い範囲で山地災害等が発生していることを受け、〇〇森林管理局では、早急に被害状況を把握するとともに、災害復旧事業等により被害箇所を早期復旧に取り組むこととしています。

これら災害復旧事業等を円滑に実施するためには、着手に必要な人員・資機材等が確保できるよう、前払金が適切に活用されることが重要であることから、次の措置を可能とすることとしましたので、お知らせします。

- 1 時間的余裕がなく、請負契約書の取交しが後日となる場合には、必要に応じて発注者と受注者が協議の上「災害復旧事業等の暫定契約書」を取り交わし、当該暫定契約書をもって保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）へ前払金保証の手続を行うことができることとします。
- 2 前払金保証証書について、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から直接同証書の写しがファックス等で発注者へ送付されることとなっており、このような際には、発注者は保証事業会社から送付された写しの確認をもって前金払に係る支払手続を行うこととします。

担当：林政課会計経理第1班支出負担行為第2係  
治山課施設実行班地すべり係  
業務課災害対策分析官、森林土木専門官

## 災害復旧事業等の暫定契約書

工事の名称	〇〇工事
工事概要 (契約金額(概算)に相当する工事概要を記載すること。)	災害復旧工事 法切工 かご砕土留工 土のう筋工 植生マット工 落石防護柵工
契約業者名	〇〇〇建設 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇国有林〇林小班外〇箇所
工事種別	土木一式工事
請負契約日(協議成立日)	令和2年〇月〇日
工期(暫定)(自)	令和2年〇月〇日
工期(暫定)(至)	令和2年〇月〇日
備考	(例) 令和2年7月豪雨による災害復旧事業等における契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知)による工事請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官  
〇〇森林管理署長 印

受注者 〇〇〇建設 株式会社 印

## 災害復旧事業等の暫定契約書

業務の名称	〇〇業務
業務概要 (契約金額(概算)に相当する業務概要を記載すること。)	災害復旧業務 〇〇検討業務 〇〇測量
契約業者名	〇〇〇コンサルタント 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
業務履行場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇国有林〇林小班外〇箇所
業務種別	建設コンサルタント業務及び測量業務
請負契約日(協議成立日)	令和2年〇月〇日
履行期間(暫定)(自)	令和2年〇月〇日
履行期間(暫定)(至)	令和2年〇月〇日
備考	(例) 令和2年7月豪雨による災害復旧事業等における契約業務の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「国有林野事業の建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」(平成8年3月27日付け8林野管第23号林野庁長官通知)による業務請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者

分任支出負担行為担当官  
〇〇森林管理署長

印

受注者

〇〇〇コンサルタント 株式会社

印